

第6回農業委員会総会(令和2年8月20日)

事務局 (矢村 浩一)

おはようございます。皆さんおそろいでございますので始めさせていただきたいと思います。只今の出席委員は12名でございます、定足数に達しておりますので、只今から令和2年度第6回農業委員会総会を開催いたします。また総会終了後、農地パトロールについてご協議いただく全員協議会を開催致しますので、そのままお残り頂きたいと思います。宜しくお願い致します。まず初めに会長よりご挨拶を申し上げます。

議長 (高久 和司)

改めまして皆さんおはようございます。令和2年度第6回農業委員会総会ということでございますが、新しい委員になりましたは実質最初の総会となります。本日提案されております議案については皆さんの意見を押しながらか慎重に進めていきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。以上です。

事務局 (矢村 浩一)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

(憲 章 朗 読)

事務局 (矢村 浩一)

ありがとうございました。着席願います。

ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思っております。

議長 (高久 和司)

それでは議事に入る前に議事録署名人の選任を行います。議事録署名人は議席順となっておりますので、本職より指名致します。

1番 薄井久志委員 2番 磯由起子委員をご指名致します。宜しくお願い致します。

—議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について—

議長 (高久 和司)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

2頁をお開き下さい。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番から3番の3件でございます。
いずれの申請も農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。
よろしくご審議のほどお願い致します。以上です。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、担当委員の薄井正志委員、調査の報告をお願い致します。

3 (薄井 正志)

議案第1号番号1についての調査の報告を致します。

(譲渡人)漆塚〇〇 Aさん

(譲受人)那須塩原市〇〇
株式会社B 代表取締役 Cさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

権利移転・設定の事由:(譲渡人)耕作が困難なため

(譲受人)経営規模拡大のため

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます

調査の結果ですが、譲渡人は高齢であり、長男は会社勤めのため労働力不足により耕作が困難である。農地全てを売却したいとのこと。

譲受人である株式会社Bは那須塩原市〇〇で酪農業を経営し、直近令和元年度決算の売上規模は××円の営農法人であります。

申請地までの距離は××kmで所要時間約××分、農業継続が困難な売却したい農地を買い受けて飼料作物の生産を行うとのことであり、好ましい申請であると思われます。

なお8月17日調査班第1班高久会長、渡邊文夫委員、並びに事務局の現地調査も行われています。以上、報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員は本職でありますので私から意見を申しあげます。

12 (高久 和司)

担当委員の意見に賛同いたします。何ら付け加える事はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見がおわりましたので質疑にはいりません。何か質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

次に2番について、担当委員の林武信委員、調査の報告をお願い致します。

10 (林 武信)

議案第1号番号2についての調査の報告を申し上げます。

(譲渡人)豊原丙〇〇 Dさん

(譲受人)豊原丙〇〇 有限会社E
代表取締役 Fさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)耕作者がいないため

(譲受人)経営規模拡大のため

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます

総合意見を申し上げます。調査の結果、譲受人である有限会社Eは昨年度実績で生乳××t、和牛素牛××頭、肉用肥育牛も約××頭販売する農業法人で、農地所有適格法人になっております。昨年の売り上げで××円ほどありました。農地約××haに主にデントコーンを作付し、自給飼料生産にも力を入れているとのこと。

譲渡人は申請地を相続により取得したもので、住まいから離れているため近所の方に賃貸しておりましたが、高齢の為耕作ができなくなったということで昨年末返還されました。その後、譲受人に話があり、全ての農地を譲渡することで話がまとまったものであります。一部遊休農地が含まれておりますが、今後整地し耕作していく予定とのこと。当該農地は道路を挟んで集約されており、遊休農地の解消と農地の集積集約の観点からも好ましい申請であると見て参りました。なお8月17日調査班第1班高久会長、薄井正志委員、渡邊文夫委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の薄井正志委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

3 (薄井 正志)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告および調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいりません。何か質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 ー異議なしー

議長 (高久 和司)

異議なしと認め2番について許可する事に決定致します。

次に3番について、担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願い致します。

2 (磯 由起子)

議案第1号番号3についての報告を申し上げます。

(譲渡人) 寺子丙〇〇 Gさん

(譲受人) 豊原甲〇〇 Hさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)農業を行っていないため

(譲受人)経営規模拡大のため

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます

総合意見ですが、譲渡人は現在黒田原に住んでおり耕作もしないことから、譲受人に売り渡すということでございます。譲受人のHさんさんは買い受けて規模拡大を図りたい、隣接地に自作地や自宅があるため非常に便利であるとのことでございます。とても好ましい申請であると思われま

す。
また8月17日調査班第1班高久会長、薄井正志委員、渡邊文夫委員、並びに事務局の現地調査もいただいております。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の渡邊文夫委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

11 (渡邊 文夫)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいりません。何かご質問等ございませんか。

全員 ー質問なしー

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (高久 和司)

異議なしと認め3番について許可する事に決定致します。

—議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請(30a以下)について—

議長 (高久 和司)

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。

事務局より説明を願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

3頁をお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請(30a以下)について」は1番の1件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第4条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の佐藤秀明委員、調査の報告をお願い致します。

8 (佐藤 秀明)

議案第2号番号1について説明致します。

(申請人)寄居〇〇 Iさん

土地の所在・地目・面積は記載の通りでございます。

地目田んぼ、現況も田んぼとなっていますが、既に半分程度畑に変わってございます。

農地区分:第2種

転用の事由:申請人は工務店を営んでおり、工務店の業務が増加、複雑化し、現在の屋敷スペースだけでは効率が悪く仕事に支障をきたしているため建築資材置場に転用したい。

転用の概要:建築資材置場 ××m²

資金計画:土地造成費 ××円 L型擁壁 ××円 合計××円
全額自己資金

総合意見と致しまして、申請人のIさんは、息子と一緒に自営の建築業を行っております。作業場、資材置場が手狭なため、新たな作業場を含む、パイプや製材を置く資材置場を作りたいとのことですので、この申請はやむを得ないものと思われま。

なお8月17日調査班第1班高久会長、薄井正志委員、渡邊文夫委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上、報告申し上げます。

議長 (高久 和司)

調査委員の渡邊文夫委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

11 (渡邊 文夫)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告並びに調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。

農地法第4条の規定による許可申請(30a以下)の1番について許可することにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、1番について許可することに決定致します。

—議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について—

議長 (高久 和司)

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

5頁をお開き下さい。
議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番の1件でございます。
よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。
「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の磯由起子委員、調査の報告をお願い致します。

2 (磯 由起子)

議案第3号番号1について調査の報告を致します。

(譲渡人) 寺子丙〇〇 Gさん

(譲受人) 豊原甲〇〇 Hさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

農地区分: 第1種

転用の事由: 経営規模拡大に伴い、現在使用している施設では手狭となっしまい、現在よりも大きな施設が必要となるため。

売買による所有権移転 用地取得費 ××円

転用の概要: 農業用施設用地 ××m²

資金計画: 土地購入費××円、建物建築費××円、計××円 全額自己資金

総合意見ですが、譲受人のHさんは規模拡大を図るにあたり、フレコン設備を導入したいとのことであります。やむを得ない申請と思われれます。

以前住宅が建っていた場所なので農地とは知らずに倉庫を建て始めてしまいました。今秋の収穫に間に合わせたく急いでいましたが、もっとよく調べてから建てればよかったと深く反省しており、始末書と残高証明書を添付致しております。どうか寛容な決定をお願い申し上げます。

なお8月17日調査班第1班高久会長、薄井正志委員、渡邊文夫委員、並びに事務局の現地調査をいただいております。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の薄井正志委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

3 (薄井 正志)

担当委員の意見に同意致します。

なお本件は既に着工し、始末書添付の案件でございますが、担当委員の説明の通り申請地には既存建物が建っており、現況宅地であったことから既存建物を取り壊し、建築着工してしまったということで、やむを得ない案件と思われれます。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

10 (林 武信)

事前着工とのことですが、完成はしてないのですか。

2 (磯 由起子)

まだ完成していません。鉄骨を建てたところです。

10 (林 武信)

基礎をやって鉄骨の段階ですね。わかりました。

議長 (高久 和司)

その他に質問はございませんでしょうか。

全員 一質問なし一

議長 (高久 和司)

質問なしの聲がございましたのでお諮り致します。

「農地法第5条の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

一議案第4号 非農地証明願について一

議長 (高久 和司)

次に、議案第4号「非農地証明願」についてを議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (赤羽根 泰啓)

7頁をお開き下さい。

議案第4号につきましては、「非農地証明願について」1番、2番の2件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「非農地証明願」の1番について、担当委員の薄井正志委員、調査の報告をお願い致します。

3 (薄井 正志)

議案第4号番号1について、調査の報告を致します。

(願出人)漆塚〇〇 Aさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

所有者:Aさん

利用状況:昭和××年より水田用の池沼として利用し、現在に至る

調査の結果、昭和××年頃に申請人により農業用水の為、池が掘られ溜め池として利用し、現在に至っております。まさしく非農地として確認して参りました。

なお8月17日調査班第1班高久会長、渡邊文夫委員、並びに事務局の現地調査をいただいております。以上ご報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の渡邊文夫委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

11 (渡邊 文夫)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

10 (林 武信)

議案第1号番号1の方と同じで、地番については近いので隣接地かなと思うのですが、議案1号番号1の売買とは関係はないのですか。

3 (薄井 正志)

議案第1号番号1の農地に隣接した池沼であり、それを水田に利用したものでありますが、これも含めて売却の予定になっております。

10 (林 武信)

わかりました。

議長 (高久 和司)

その他にご質問はございませんでしょうか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

次に2番について、担当委員の林武信委員、調査の報告をお願い致します。

10 (林 武信)

議案第4号2について、調査報告を致します。

(願出人)豊原丙〇〇 Jさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません

所有者:Jさん

利用状況:××年以上前より山林化しており、現在に至る。

総合意見を申し上げます。調査の結果申請地は自宅の裏側にありますが機械が入って行けるような道も道路もなく、傾斜地で土地の形も悪いため使い勝手が悪く××年以上前から放置されてきました。現在では竹が密生し日も差さないような竹林で再生は困難と見られまさしく非農地として確認して参りました。

なお8月17日調査班第1班高久会長、薄井正志委員、渡邊文夫委員、並びに事務局の現地調査も行われております。以上報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員は本職でありますので私から意見を申し上げます。

12 (高久 和司)

担当委員の意見に賛同し何ら付け加えることはありません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、証明することに決定致します。

—議案第5号 農用地利用集積計画の要請について—

議長 (高久 和司)

議案第5号「農用地利用集積計画の要請について」を議題と致します。

なお1番から4番についてを一括審議と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (矢村 浩一)

9頁をお開き下さい。

議案第5号「農用地利用集積計画の要請」について、1番から4番までの4件について、説明を致します。

1番

設定者: 栃木県K公社 理事長 Lさん

被設定者: M株式会社 代表取締役 Nさん

土地の所在: 漆塚

地目: 田

面積: 合計××m²

利用権の種類: 所有権

内容: 水田

所有権移転の時期:令和×年×月×日

対価:××円 設定者が指定する方法により支払うものとする。

支払い期限 令和×年×月×日

2番

設定者:Oさん

被設定者:Pさん

土地の所在:高久甲

地目:田

面積:××m²

利用権の種類:賃借権

内容:普通畑

設定期間:令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価:現物(玄米) 総量××kg

新規設定

3番

設定者:Qさん

被設定者:Rさん

土地の所在:豊原丙

地目:畑

面積:××m² (××m²の内)

利用権の種類:賃借権

内容:普通畑

設定期間:令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

4番

設定者:Sさん

被設定者:Tさん
土地の所在:高久甲

地目:田

面積:合計××m²

利用権の種類:賃借権

内容:水田

設定期間:令和×年×月×日～令和×年×月×日

対価:現金 ××円(総額) 10アール当たり××円

新規設定

4件全て良好な案件であると推進委員より報告を受けておりますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。以上です。

議長 (高久 和司)

事務局からの説明が終わりましたので、1番から4番の一括で審議いたします。

何かご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農用地利用集積計画の要請について」1番から4番を要請することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、要請する事に決定致します。

これをもちまして全議案の審議が終了致しました。

令和2年度第6回農業委員会総会を閉会いたします。